

問合せ先

北海道後期高齢者医療広域連合  
011-290-5601  
役場福祉課係 574-2214

## 医療費通知について

### 医療費通知を全受診者へ送付します

- 医療費総額などについてお知らせする「医療費通知」を年2回、対象期間に医療期間等を受診した全ての被保険者の皆さまへ送付します。
- 医療費の推移が一目で把握でき、ご自身の健康状態の把握や健康管理に活用できます。
- 健康診査など、皆さまの健康保持・増進に役立つ情報をお知らせします。
- 診療日数等に間違いがないか確認しましょう。

### 【イメージ図】

受診年月	診療を受けた医療機関等	診療区分	日数	医療費総額	自己負担額
令和4年7月	〇〇病院	医科外来	1	18,000	1,800
令和4年8月	××薬局	調剤	1	10,000	1,000
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
合計				28,000	2,800

### 注意事項

- ・医療機関等の請求遅れや請求内容を審査中のものなど、一部の受診記録が記載されていない場合があります。
- ・自己負担額は、医療費助成等を受けている場合など、記載されている金額と実際にご自身が負担された金額が異なる場合があります。
- ・このお知らせは、皆さまの受診状況についてお知らせするもので、請求書ではありません。また、特に手続きなどを行っていただく必要はありません。

### 医療費控除の申告について

- このお知らせは、医療費控除の申告手続きで医療費の明細書として使用することができます。
- 申告時に間に合わない診療月分は領収書の原本が必要です。
- 医療費控除の申告に関することは税務署にお問合せください。

### 発送月・対象診療月

後期と国保では発送時期が違います。

#### 後期高齢者医療保険加入者

発送月	診療月
令和5年1月（下旬）	令和4年1月～9月
令和5年2月（下旬）	令和4年10月～12月

#### 国民健康保険加入者

発送月	診療月
令和5年1月（下旬）	令和3年12月～令和4年10月
令和5年2月（下旬）	令和4年11月～令和4年12月

## セルフメディケーションをしましょう

セルフメディケーションとは、「自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てすること」（WHO 定義）です。具体的な方法として、適度な運動、十分な睡眠、バランスの良い食事、体調管理（体重・体温・血圧等測定）、健康診断を受診するなどがあげられます。

- ・毎日の健康管理の習慣が身につく
  - ・医療や薬の知識が身につく
  - ・疾患により、医療機関で受診する手間と時間が省かれる
  - ・通院が減ることで国民医療費が抑制されるなどの効果があります。
- 日ごろから健康を意識することによって、健康の維持、生活習慣病予防・改善に努めましょう。

### OTC 医薬品を活用しましょう

OTC 医薬品とは、Over the counter の略で、薬局やドラッグストアなどで処方箋なしで購入できる医薬品のことです。薬剤師に相談してみましょう。

### セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）について

セルフメディケーション税制は、国民のセルフメディケーションを推進するために、一定の条件のもとで所得控除を受けられる制度です。

# 令和5年10月に 消費税のインボイス制度が始まります

問合せ先

十勝池田税務署 0572-2171

制度開始時にインボイス発行事業者となるためには、原則、令和5年3月31日までに登録申請が必要となります。

## 1 インボイスとは

売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税等を伝えるものです。具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「税率ごとに区分した消費税額等」の記載された請求書等の書類や電子データをいいます。

インボイスを発行するためには、インボイス発行事業者の登録申請が必要です。登録は課税事業者が受けることができます。

## 2 インボイス制度とは

売手であるインボイス発行事業者は、買手である取引相手（課税事業者）から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません。（また交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります）。

買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手（売手）であるインボイス発行事業者から交付を受けたインボイスの保存等が必要となります。

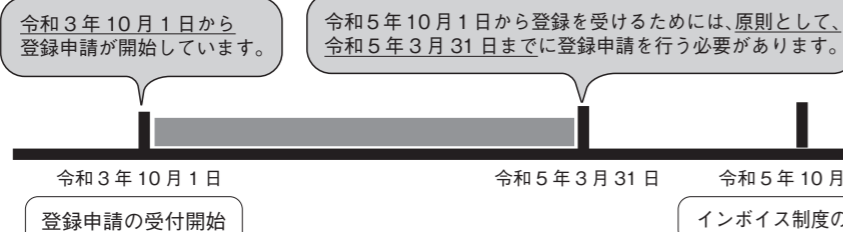
## 3 登録申請はお早めに！

インボイス制度の開始前に、「取引先への登録番号の通知」や「請求書のフォーマットの見直し」などの準備が必要となるため、登録を予定されている方は、早期の登録申請をお勧めしています。

また、登録申請に当たっては、書面で申請された場合に比べて早期に登録通知を受け取ることができる e-Tax をぜひご利用ください。e-Tax で申請された場合、電子データで登録通知を受け取ることができ、通知書の紛失のリスクもありません。

※個人事業者の方は、スマートフォンからでも e-Tax で申請できます。e-Tax のご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

### 登録申請のスケジュール



### ▷インボイス制度特設サイト

インボイス制度の概要、制度について解説した動画（国税庁動画チャンネル）、取扱通達 Q & A、オンライン（全国どこからでも参加可能）や税務署等の説明会開催情報や申請手続、免税事業者の方向けのコンテンツも掲載しています。



### ▷制度についての一般的なご質問は

チャットボットにご質問を入力いただくと、AI を活用して 24 時間自動でお答えします。軽減・インボイスコールセンターでは、一般的なご質問にお答えします。フリーダイヤル 0120-205-553（無料） 9:00～17:00（土日祝日除く）※個別相談は、所轄の税務署への事前予約をお願いします。



税に関する情報は国税庁ホームページ <https://www.nta.go.jp>